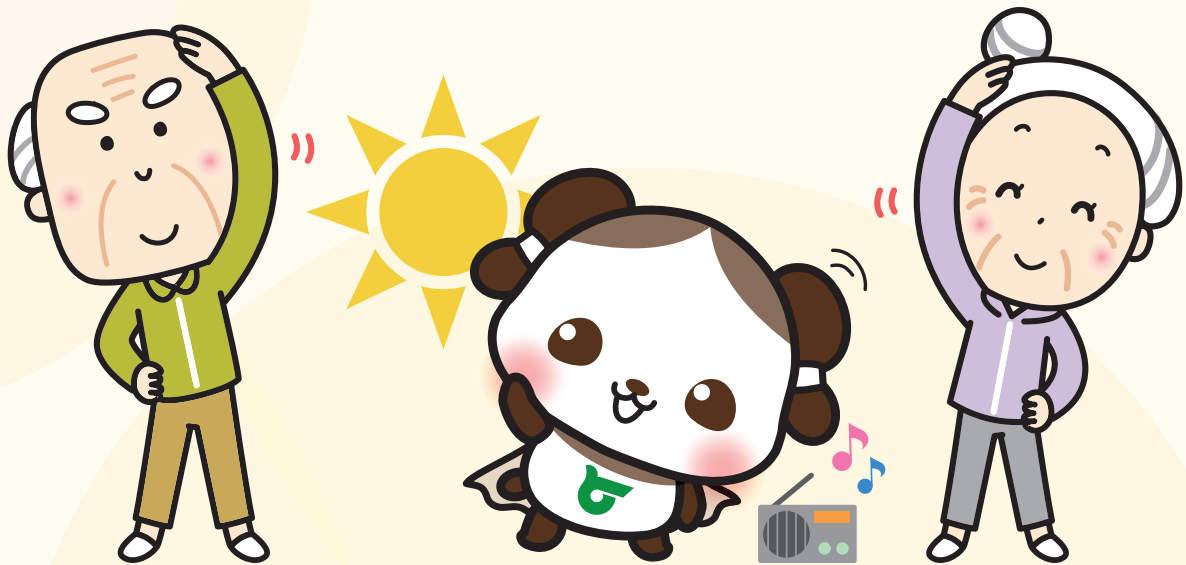


概要版

第9期 人生いきいきプラン

# 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画

— 令和6年度～令和8年度 —



令和6年3月

 富加町

# 1 計画の趣旨

令和 5 年版高齢社会白書によると、我が国の 65 歳以上人口は令和 4 年 10 月1日現在、3,624 万人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は 29.0%となっています。

また、目前に迫っている令和 7 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となります。高齢者の 5 人に 1 人が認知症となり、その数は 700 万人に達すると言われています。さらに、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が予想されています。

そのため、国の基本指針等を踏まえるとともに、これまでの施策の実施状況や効果を検証したうえで、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり急速に高齢化が進展すると見込まれる令和 22 年（2040 年）を見据え、更なる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、第 8 期計画終了後の令和 6 年度を初年度とする「第 9 期人生いきいきプラン 富加町高齢者保健福祉計画 富加町介護保険事業計画」を策定します。

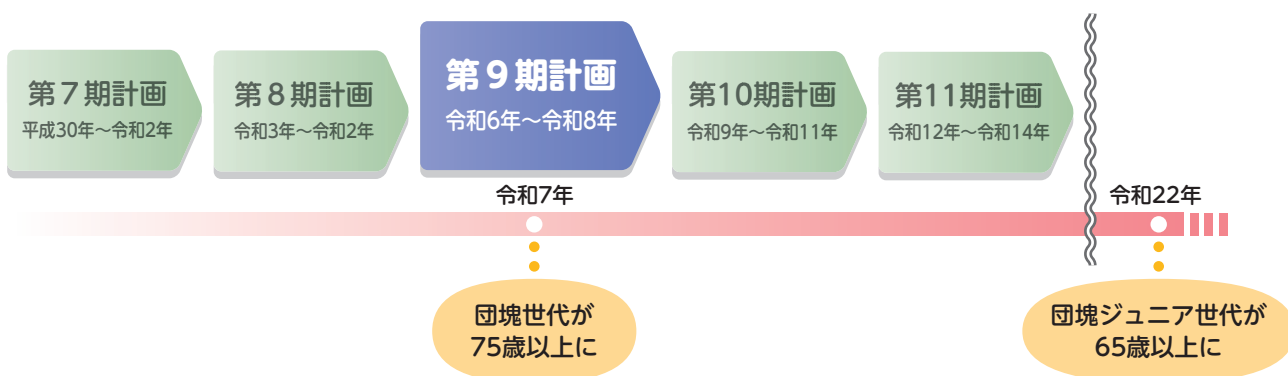
# 2 計画の位置づけ

富加町高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、高齢者の健康と福祉の増進を図るための計画です。

富加町介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づく 65 歳以上の要介護等認定者（40 ～ 64 歳の老化が原因とされる特定疾病者含む。）ができる限り住み慣れた地域で、自立した生活を送るための介護保険事業を円滑に実施するための計画です。

# 3 計画期間

計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

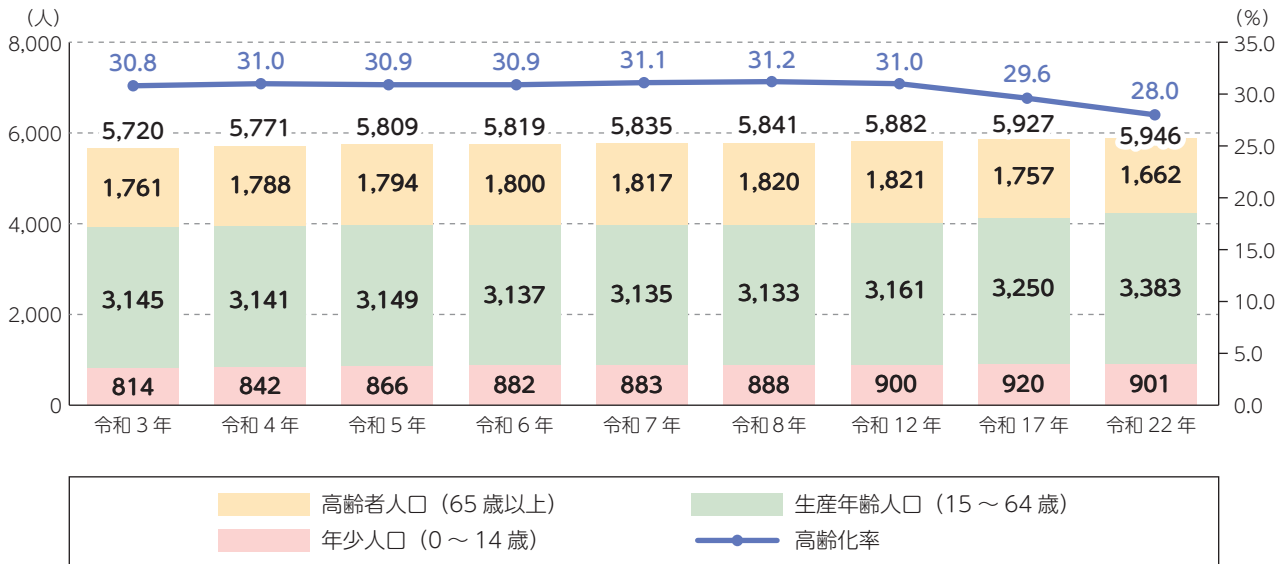


# 4 高齢者を取り巻く状況

## 1 人口及び高齢化率

本町の高齢者人口は、計画最終年度の令和8年は1,820人となり、高齢化率は31.2%になると見込まれます。

### 3 区分別人口及び高齢化率の推移・推計

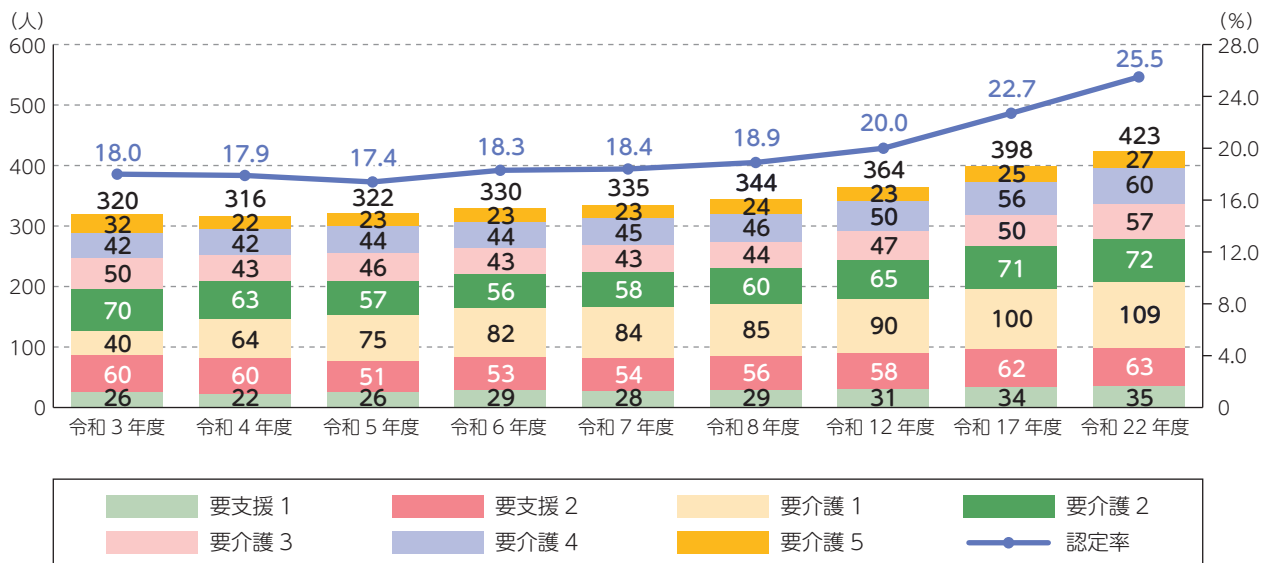


資料：令和3～5年富加町住民基本台帳(各年10月1日現在)  
令和6年以降コーホート変化率法を用いて推計

## 2 要支援・要介護認定者数

本町の要支援・要介護認定者数は、計画最終年度の令和8年は344人になると見込まれます。

### 要支援・要介護認定者数の推移・推計(第2号被保険者を含む)



資料：地域包括ケア「見える化」システム将来推計総括表

## 5 計画の基本理念

第8期計画では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきとした暮らしを送れるよう体制づくりに取り組んできました。第9期計画においても、計画の継続性の観点から、第8期計画における基本理念を踏襲することとします。

いつまでも住み慣れた家庭や地域で  
「いきいき」と暮らせるまち 富加町

## 6 計画の基本目標と施策の体系

『いつまでも住み慣れた家庭や地域で「いきいき」と暮らせるまち 富加町』の実現に向け、4つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

### 基本目標 ① 地域共生社会の実現

地域において高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、地域包括支援センターが中核的な役割を担うこととなります。高齢者の総合相談窓口として相談支援体制を強化することで、複合化した課題に対応できる支援体制を整備し、包括的・継続的マネジメントを効果的に実施します。

#### 【施策】

#### 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- (1) 地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくり
- (2) 地域組織等の強化とネットワーク活動の推進

#### 2 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 総合相談支援の充実
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 高齢者虐待防止への取組
- (4) 地域のネットワークの構築とケアマネジメント力の向上
- (5) 地域ケア会議の推進
- (6) 在宅医療・介護連携の推進
- (7) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

#### 3 認知症施策の推進

- (1) 認知症に対する理解の普及・啓発の推進
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 介護者への支援
- (4) 認知症の人を支える地域ネットワークの構築

#### 4 高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 広域的な連携による居住の場の確保
- (2) 道路・公共施設のバリアフリー化の推進
- (3) 防犯対策の充実

#### 5 災害や感染症対策に係る体制整備

- (1) 災害時の地域協力体制の強化
- (2) 感染症対策の推進

基本  
目標

2

## 健康・生きがいづくり支援の充実

高齢者が、介護が必要な状態にできる限りならないように、また、疾病やフレイルの状態となってもその悪化を防止するために、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、元気な高齢者の増加に努めます。

また、高齢者がいつまでも、元気に生きがいをもって生活できるよう、高齢者の活動の場や社会参加の機会を提供します。

### 【施策】

#### 1 健康づくり疾病予防の推進

- (1) 健康診査・各種検診事業の推進
- (2) 健康教育の推進
- (3) 健康づくりの推進
- (4) 健康相談の推進
- (5) 訪問指導の推進
- (6) 栄養改善事業の推進
- (7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

#### 2 介護予防事業の充実

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 生活支援体制整備事業の推進

#### 3 社会参加・生きがいづくりの推進

- (1) シルバー人材センターの事業の推進
- (2) シニアクラブの活性化
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 高齢者スポーツ大会の開催の支援
- (5) サークル活動への参加促進
- (6) ボランティア活動への参加促進
- (7) 高齢者活動センターを利用した活動の展開

## 高齢者福祉サービスの充実

家族介護者への支援の充実に努め、家族介護者の悩みや負担の軽減を図ります。

また、高齢者の日常生活を支援するための配食サービス、高齢者移動支援等の生活支援サービスの充実に努めます。

### 【施策】

#### 1 家族介護者への支援の充実

- (1) 介護教室等の実施
- (2) 介護用品支給事業の推進
- (3) 要介護者介護慰労金支給事業の推進

#### 2 生活支援サービスの充実

- (1) 配食サービス事業の充実
- (2) 緊急通報システム事業の推進
- (3) 認知症高齢者等見守りシール事業の導入
- (4) 高齢者等見守りネットワークの充実
- (5) 高齢者等移動支援事業の推進

## 介護保険サービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活をするため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度とするため、介護給付費の適正化等を進め、サービスの充実に努めます。

また、新規就業者へ就業費用の助成や介護関連の資格取得費の助成を行うことで人材の確保を目指し、安定した介護サービスの提供体制を確保します。

### 【施策】

#### 1 介護保険サービスの提供

- (1) 在宅サービス(介護給付・予防給付)の提供
- (2) 地域密着型サービス(介護給付・予防給付)の提供
- (3) 施設サービスの提供

#### 2 適切な介護保険の運営

- (1) 情報提供の推進
- (2) 介護給付適正化事業(介護給付適正化計画)の実施
- (3) 事業者への指導監査の実施
- (4) 第1号保険料の多段階化・軽減強化

#### 3 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

- (1) 介護従事者等の確保・質の向上
- (2) 介護現場の生産性向上の推進

# 7 介護保険事業費の見込み

標準給付費は、総給付費に食費・居住費（滞在費）について低所得者の負担を軽減するために設けられた補足給付としての「特定入所者介護サービス費等」、1 か月の利用料が一定の額を超えた場合に給付される「高額介護サービス費等」、高額介護サービス費等支給後のなお残る世帯負担額に対して給付される「高額医療合算介護サービス費等」、国保連合会に審査支払業務を委託する場合にかかる「審査支払手数料」を加え、標準給付費として見込みます。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業にかかる経費の介護予防・日常生活支援総合事業費、地域包括支援センターの運営や任意事業にかかる経費の包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業等にかかる経費の包括支援事業（社会保障充実分）からなり、地域支援事業費として見込みます。

標準給付費と地域支援事業費の合計額が介護保険事業費となります。介護保険事業費の 23%を第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料で負担します。

## ■ 介護保険事業費の見込み

サービスの種類	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>標準給付費計 ①</b>	535,675	541,975	551,858
総給付費	509,686	515,573	524,731
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	15,936	16,198	16,633
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	7,658	7,786	7,996
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,897	1,915	1,979
算定対象審査支払手数料	498	503	519
<b>地域支援事業費計 ②</b>	51,403	52,360	53,897
介護予防・日常生活支援総合事業	24,459	24,659	25,436
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	10,899	11,146	11,396
包括的支援事業(社会保障充実分)	16,045	16,555	17,065
<b>介護保険事業費 ①+②</b>	587,078	594,335	605,755

# 8 介護保険料

第9期計画における、第1号保険者保険料の所得段階別保険料は、第5段階の年額68,400円(月額5,700円)を基準とし、被保険者の所得水準に応じた所得段階区分を設定しています。

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.455 (0.285)	2,594円 (1,625円)*	31,120円 (19,490円)*
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	3,905円 (2,765円)*	46,850円 (33,170円)*
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.690 (0.685)	3,933円 (3,905円)	47,190円 (46,850円)
第4段階	本人は町民税非課税であるが、世帯内に町民税課税者がある場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.850	4,845円	58,140円
第5段階	本人は町民税非課税であるが、世帯内に町民税課税者がある場合で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.000	5,700円	68,400円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が60万円未満の方	1.100	6,270円	75,240円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	1.200	6,840円	82,080円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	7,410円	88,920円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	8,550円	102,600円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	9,690円	116,280円
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	10,830円	129,960円
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	11,970円	143,640円
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	13,110円	157,320円
第14段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	2.400	13,680円	164,160円

※低所得者に対する負担軽減措置のため、引き続き、保険料基準額に対する割合が引き下げられます。  
第1段階で0.455から0.285、第2段階で0.685から0.485、第3段階で0.690から0.685に引き下げます。

お問い合わせ

富加町 福祉保健課 福祉係  
〒501-3392 岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地  
TEL(0574)54-2111 FAX(0574)54-2461